

公立徳第 347 号
令和 7 年 7 月 16 日

各所属所長 殿

公立学校共済組合徳島支部長
(公 印 省 略)

令和 7 年度 被扶養者特別認定継続確認調査の実施について (依頼)

このことについて、被扶養者の認定取消は、本来組合員からの申告に基づいて行うものですが、当支部では、被扶養者の要件を確認する機会を設け、遡及取消による多額の医療費返納を防止するなどを目的に、共済組合被扶養者特別認定継続確認を毎年実施しております。

つきましては、該当する組合員に趣旨を周知し、別添のチェックリスト (必要書類一覧表) を参照の上、必ず期限 令和 7 年 9 月 30 日 (火) までに提出をお願いします。

また、令和 3 年度より、組合員の利便性・費用負担の軽減等を図るため、共済組合が個人番号を利用した情報連携により被扶養者の地方税情報を取得することで添付書類の省略を可能としています。課税証明書等の省略を希望される場合は、別添の「個人番号を利用した情報連携による添付書類の省略について」を参考に、別紙「同意書」の提出をお願いします。

なお、この調査には、回答していただく義務がありますので、必ず期限 9 月 30 日 (火) までに提出をお願いします。やむを得ない事情も無く提出期限を著しく超過する場合又は提出していただいた書類に不誠実な対応がある場合は、法令に基づき被扶養者の取消の措置をさせていただきます場合があります。

お問い合わせ先

〒770-8570

徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県教育委員会福利厚生課内

公立学校共済組合徳島支部

給付・年金第一担当

TEL : 088-621-3176